

三芳町浄化槽設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽、変則浄化槽又は高度処理型浄化槽(以下「浄化槽等」という。)の設置、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽等への転換及び維持管理について指導を行い、町民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 家庭、事業所等から排水されるし尿その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 変則浄化槽 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置(既存単独処理浄化槽の処理水と生活雑排水とを併せて処理する装置。以下同じ。)とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であるとともに、設置に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。
- (5) 高度処理型浄化槽(窒素・リン除去型) 法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、放流水の総窒素濃度1リットルにつき20ミリグラム以下又は総リン濃度1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (6) 高度処理型変則浄化槽(窒素・リン除去型) 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、放流水の総窒素濃度1リットルにつき20ミリグラム以下又は総リン濃度1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。
- (7) 高度処理型浄化槽(BOD除去型) 法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、BOD除去率が97パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき5ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (8) 高度処理型変則浄化槽(BOD除去型) 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、BOD除去率が97パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき5ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。
- (9) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取りをする方式の便槽も含む。)
- (10) 公共用水域 河川、池沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水路等をいう。
- (11) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項による事業計画の認可を受けた下水道認可区域を除く地域とする。

(住民の責務)

第4条 住民は、第1条の目的達成のため、家庭等から排出される生活排水によって、公共用水域の水質汚濁を生じることのないようにするとともに、放流先の清掃及び補修点検に努めるものとする。

(建築主の責務)

第5条 第3条に規定する対象地域で生活排水を排出する建築物を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽等への転換を行うものとする。

2 建築主は、前項の規定により建築基準法第6条の規定に基づく建築確認申請書を提出する際に、浄化槽等設置届(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(既存建築物所有者の責務)

第6条 この要綱の施行前に建築物を所有している者(以下「既存建築物所有者」という。)又は建築物の使用人は、当該建築物から排出される生活排水が公共用水域の汚濁の原因とならないよう浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽等への転換に努めるものとする。

2 前項において、当該建築物が賃貸住宅のときは既存建築物所有者が浄化槽等を設置することを原則とする。

(町長の指導)

第7条 町長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、建築主又は既存建築物所有者に対し、浄化槽等の設置、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽等への転換について必要な指導をすることができる。

(設置者の責務)

第8条 浄化槽工事を設置する者は、設置時に関し紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(施工業者の責務)

第9条 浄化槽工事を施工する者は、法第29条の規定に従い、かつ、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に適合するよう施工しなければならない。

(維持管理)

第10条 浄化槽等の所有者又は使用人は、当該施設に定められた保守点検、清掃及び法定検査を定期的実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理をしなければならない。

(設置完了届)

第11条 第5条及び第6条の規定により浄化槽等の設置を完了した者は、速やかに浄化槽等設置完了届(様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 前項の届出をした者は、町の確認を受けるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。